伊平屋島の念頭平松	沖縄県島尻郡伊平屋村字田名東原	二三一九番一のうち実測四二三・三〇平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、一地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び伊平屋村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
彦根城跡	昭和三十一年文化財保護委員会告示第七号及び昭和三十一年文化財保護委員会告示第四十九号	滋賀県彦根市金亀町 同　中央町	一〇六番のうち実測一一四・〇六平方メートル、一〇六番四 四四八番一のうち実測一一五九・一〇平方メートル、四四八番四のうち実測九・九二平方メートル、四四八番五のうち実測二〇・三一平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を滋賀県教育委員会及び彦根市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
藤原宮跡	昭和二十一年文部省告示第百二十号、昭和二十一年文部省告示第百九十一号、昭和二十二年文部省告示第百九十二号、昭和二十三年文部省告示第三十三号、昭和六十一年文部省告示第百七十八号、昭和五十五年文部省告示第百二十九号、昭和五十五年文部省告示第百五十五号、平成元年文部省告示第二号、平成二年文部省告示第百号、平成二年文部省告示第百九十五号、平成二年文部省告示第二百十号、平成七年文部科学省告示第百十一号、平成七年文部科学省告示第百二十五号、平成十年文部省告示第百二十六号、平成十三年文部科学省告示第百七十三号、平成十三年文部科学省告示第百七十四号	奈良県橿原市醍醐町 同　縄手町 同　高殿町	四一番一、四八番一 一六五番一、一九三番一、一九三番五、一九三番六、三一〇番三 九七番一、九七番三、九七番四、九七番五、九八番
水城跡	大正十年内務省告示第三十八号、昭和十三年十文部省告示第百七十六号、昭和十年文化財保護委員会告示第十号、昭和四十九年文部省告示第四十一号	福岡県太宰府市吉松一丁目 同　太宰府市吉松三丁目 同　大野城市下大利三丁目	一一八番五、一一八番七、一一八番八 四四四番三 一四番一

○文部科学省告示第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を統合するとともに、同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 名称
天皇の杜古墳	大正十一年内務省告示第四十九号及び昭和五十六年文部省告示第百五十六号	五塚原古墳 京都府向日市寺戸町芝山 同　向日市寺戸町古城	一番一、三番一、六番 一二番一、一四番	乙訓古墳群 天皇の杜古墳 寺戸大塚古墳
恵解山古墳				
寺戸大塚古墳				

		同　大野城市下大利四丁目
		六九四番四、六九四番六、六九四番七、六九四番八、六九六番一、六九七番四